

事務連絡

R5-005号
令和5年1月24日

都道府県旅券事務主管課長 殿

外務省領事局旅券課
首席事務官 石田 達識
担当：尾垣、武藤
電話：(03) 5501-8000
内線：2318、4599

令和4年度からの電子申請の導入について（申請種別の一部変更）

日頃より旅券業務に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

約2ヶ月後に迫った電子申請の運用開始に向け、都道府県の皆様方におかれましても準備に一層の御尽力をいただいているものと思います。

さて、これまで、電子申請を混乱無くスタートさせるため、運用開始時点では、補正や疎明資料の提出が想定されない本人申請による「切替申請」のみを対象とする旨お伝えしていたところです。その決定に当たっては、御承知の通り、戸籍謄本提出のための窓口出頭という課題をどう整理するかについて、回を重ねて意見交換会、アンケートにて皆様の御意見を伺いながら、最終的には戸籍謄本を郵送にて受け付ける体制を整備いただける事務所においてのみ、新規申請も試行的に運用を開始すると整理させていただきました。

併せて、切替申請の代理提出についても、法定代理人関係の確認のために戸籍書類の提出を求める場合が多々想定されることから、新規申請の運用を開始する窓口においてのみ導入すると整理し説明してまいりましたが、今般、マイナポと旅券発給管理システムの連携テスト及び詳細確認を行う中で、代理提出による切替申請に窓口毎の制御がかかっておらず、電子申請を導入する全ての窓口で受け付けられてしまい、運用開始までのシステム改修が困難であることが判明いたしました。

つきましては、このタイミングで大変恐縮ですが、電子申請を導入する全ての窓口において、代理提出による切替申請（残存有効期間1年未満、査証欄余白なし（10年または5年旅券、残存有効期間同一旅券））についても申請可能とさせていただきたく御理解いただけますと幸いです（なお、切替申請のみを導入する窓口において、戸籍謄本の提出を求める場合、窓口に出頭いただく必要があります。）。また、先日送付しましたQ & A第3版及び資料1（申請種別星取り票）を添付のものに差し替えていただきますようお願いいたします。

直前での方針の一部変更となり、大変ご迷惑をおかけしますこと誠に申し訳ございません。

今後も最善を尽くしながら準備を進めて参りますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

